

社会環境実態調査 報告書

(平成30年度実施)



平成31年 3月

沖縄県子ども生活福祉部
青少年・子ども家庭課

目 次

I 平成30年度社会環境実態調査の概要	
1 調査の趣旨・目的	1
2 調査期間	1
3 調査対象地域	1
4 調査方法	1
5 調査内容	1
6 備考	1
II 調査結果	
1 有害図書等販売/レンタル店 実態調査	2
(1) 営業店舗数及び営業区分	2
(2) 条例の遵守状況	2
2 カラオケボックス 実態調査	2
(1) 営業店舗数	2
(2) 営業終了時間	2
(3) 条例の遵守状況	3
3 興行施設 実態調査	3
(1) ゲームセンター専門店	3
ア 営業終了時間	3
イ 条例の遵守状況	3
(2) ボウリング場	3
ア 営業終了時間	3
イ 条例の遵守状況	4
(3) ビリヤード・ダーツ等	4
ア 営業終了時間	4
イ 条例の遵守状況	4
(4) その他併設店 (ゲーム・ビリヤード・ダーツ・カラオケ・卓球・古物販売等併設店)	4
ア 営業終了時間	4
イ 条例の遵守状況	5
4 マンガ喫茶・インターネットカフェ等 実態調査	5
(1) マンガ喫茶	5
ア 営業終了時間	5
イ 条例の遵守状況	5
(2) ネットカフェ等	5
ア 営業終了時間	5
イ 条例の遵守状況	5
ウ 条例の努力義務	6
5 たばこ自動販売機 実態調査	6
6 図書等・器具類等自動販売機 実態調査	6
根拠資料 (抜粋)	7

I 平成30年度社会環境実態調査の概要

1 調査の趣旨・目的

沖縄県では、青少年を取り巻く社会環境の実態を把握するとともに青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業の実態や沖縄県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、市町村と連携して社会環境実態調査を行いました。

2 調査期間

平成30年8月1日（水）から平成30年12月31日（月）までの間

3 調査対象地域

県内全域

4 調査方法

各市町村に依頼し、調査対象となる事業所へ立ち寄り、事業所内及び周辺の観察及び必要に応じて店舗関係者へ質問する方法により実施した。

5 調査内容

- (1) 有害図書等販売/レンタル店実態調査
ア 店名・所在地 イ 営業区分 ウ 取扱区分 エ 条例遵守状況
- (2) カラオケボックス実態調査
ア 店名・所在地 イ 営業区分 ウ 営業時間 エ 条例遵守状況
オ 自主規制の状況
- (3) ゲームセンター等実態調査
ア 店名・所在地 イ 営業区分 ウ 営業時間 エ 条例遵守状況
オ 自主規制の状況
- (4) マンガ喫茶、インターネットカフェ等実態調査
ア 店名・所在地 イ 営業区分 ウ 営業時間 エ 条例遵守状況
オ 自主規制の状況
- (5) たばこ自動販売機 実態調査
ア 設置箇所・所在地・自販機番号 イ 管理状況
- (6) 図書等・器具類等自動販売機 実態調査
ア 設置箇所・所在地・設置者 イ 収納状況 ウ 自主規制の状況

6 備考

本調査における店舗数と県内の実数は、必ずしも一致するものではない。

II 調査結果

1 有害図書等販売/レンタル店 実態調査

(1) 営業店舗数及び営業区分

下の表のとおり、有害図書を取り扱っている373店舗の調査を実施。

	店舗数	割合		店舗数	割合
コンビニ・スーパー	288	77.2%	レンタル専門店	10	2.7%
販売+レンタル	38	10.2%	その他	2	0.5%
販売専門店	35	9.4%			

(2) 条例の遵守状況

ア 有害図書等の区分陳列状況（条例第12条の2第1項）

373店舗中、306店舗（82%）で区分陳列が遵守されていた。

	店舗数	割合
区分陳列あり	306	82.0%
区分陳列なし	67	18.0%

イ 成人コーナー表示（条例第12条の2第2項）

373店舗中、224店舗（60.1%）で「成人コーナー」の掲示が遵守されていた。

	店舗数	割合
表示あり	224	60.1%
表示なし	127	34.0%
不明	22	5.9%

2 カラオケボックス 実態調査

(1) 営業店舗数及び営業区分

カラオケボックス100店舗、飲食店等との兼業店14店舗の計114店舗の調査を実施。

(2) 営業終了時間

調査した全ての店舗が午後11時以降に閉店する店舗であった。

終了時間	店舗数	割合	終了時間	店舗数	割合
午後10時まで	0	0.0%	午前4時まで	20	17.5%
午後11時まで	1	0.9%	午前5時まで	27	23.7%
午前零時まで	9	7.9%	午前6時まで	19	16.7%
午前1時まで	2	1.8%	午前7時まで	7	6.1%
午前2時まで	3	2.6%	24時間営業	17	14.9%
午前3時まで	9	7.9%			

(3) 条例の遵守状況（条例第11条第2項）

114店舗中、100店舗（87.7%）が「青少年の深夜立入禁止」の掲示を遵守していた。

	店舗数	割合
掲示あり	100	87.7%
掲示なし	12	10.5%
不明	2	1.8%

3 興行施設（ゲームセンター・ボウリング場等）実態調査

(1) ゲームセンター専門店

30店舗の調査を実施。

ア 営業終了時間

午後10時までに閉店する店舗は9店舗（30.0%）であった。

	店舗数	割合
午後10時まで	9	30.0%
午後11時まで	8	26.7%
午前零時まで	8	26.7%
午前1時まで	0	
午前2時まで	0	
午前3時まで	2	6.7%

終了時間	店舗数	割合
午前4時まで	0	
午前5時まで	1	3.3%
午前6時まで	1	3.3%
午前7時まで	0	
24時間営業	1	3.3%

イ 条例の遵守事項（条例第11条第2項）

午後10時以降も営業している21店舗中、20店舗（95.2%）が「青少年の深夜立入禁止」の掲示を遵守していた。

	店舗数	割合
掲示あり	20	95.2%
掲示なし	1	4.8%

(2) ボウリング場

17店舗の調査を実施。

ア 営業終了時間

午後10時までに閉店する店舗は1店舗（5.9%）であった。

	店舗数	割合
午後10時まで	1	5.9%
午後11時まで	0	
午前零時まで	3	17.6%
午前1時まで	10	58.8%

終了時間	店舗数	割合
午前2時まで	1	5.9%
午前3時まで	1	5.9%
午前4時まで	0	
午前5時まで	1	5.9%

イ 条例の遵守事項（深夜立入禁止表示）

午後10時以降も営業している16店舗中、15店舗（93.8%）が「青少年の深夜立入禁止」の掲示を遵守していた。

	店舗数	割合
掲示あり	15	93.8%
掲示なし	1	6.2%

(3) ビリヤード・ダーツ等

32店舗の調査を実施。

ア 営業終了時間

午後10時までに閉店する店舗は1店舗（3.1%）であった。

	店舗数	割合
午後10時まで	1	3.1%
午後11時まで	0	
午前零時まで	10	31.3%
午前1時まで	1	3.1%
午前2時まで	2	6.3%
午前3時まで	2	6.3%

終了時間	店舗数	割合
午前4時まで	3	9.4%
午前5時まで	4	12.5%
午前6時まで	2	6.3%
午前7時まで	2	6.3%
24時間営業	5	15.6%

イ 条例の遵守事項（深夜立入禁止表示）

午後10時以降も営業している31店舗中、26店舗（83.9%）が「青少年の深夜立入禁止」の掲示を遵守していた。

	店舗数	割合
掲示あり	26	83.9%
掲示なし	4	12.9%
不明	1	3.2%

(4) その他併設店（ゲーム・ビリヤード・ダーツ・カラオケ・卓球・古物販売等の併設店）

16店舗の調査を実施。

ア 営業終了時間

午後10時までに閉店する店舗は4店舗（25.0%）であった。

	店舗数	割合
午後10時まで	4	25.0%
午後11時まで	1	6.3%
午前零時まで	4	25.0%
午前1時まで	0	
午前2時まで	1	6.3%
午前3時まで	1	6.3%

終了時間	店舗数	割合
午前4時まで	1	6.3%
午前5時まで	0	
午前6時まで	2	12.5%
午前7時まで	1	6.3%
24時間営業	1	6.3%

イ 条例の遵守事項（深夜立入禁止表示）

午後10時以降も営業している12店舗中、11店舗（91.7%）が「青少年の深夜立入禁止」の掲示を遵守していた。

	店舗数	割合
掲示あり	11	91.7%
掲示なし	0	
不明	1	8.3%

4 マンガ喫茶・インターネットカフェ等 実態調査

(1) マンガ喫茶

34店舗の調査を実施。

ア 営業終了時間

午後10時までに閉店する店舗は8店舗（23.5%）であった。

	店舗数	割合
午後10時まで	8	23.5%
午後11時まで	4	11.8%
午前零時まで	13	38.2%
午前1時まで	2	8.8%
24時間営業	6	17.6%

イ 条例の遵守事項（深夜立入禁止表示）

午後10時以降も営業している26店舗中、20店舗（76.9%）が「青少年の深夜立入禁止」の掲示を遵守していた。

	店舗数	割合
あり	20	76.9%
なし	6	23.1%

(2) ネットカフェ等

25店舗の調査を実施。

ア 営業終了時間

午後10時までに閉店する店舗は1店舗（4.0%）であった。

	店舗数	割合
午後10時まで	1	4.0%
午後11時まで	2	8.0%
午前零時まで	2	8.0%

	店舗数	割合
午前1時まで	1	4.0%
午前2時まで	1	4.0%
24時間営業	18	72.0%

イ 条例の遵守事項（深夜立入禁止表示）

午後10時以降も営業している24店舗中、20店舗（83.3%）が「青少年の深夜立入禁止」の掲示を遵守していた。

	店舗数	割合
あり	20	83.3%
なし	2	8.3%
不明	2	8.3%

ウ 条例の努力義務（フィルタリングソフトの導入）

フィルタリングソフトを導入している店舗は6店舗（24.0%）であった。

	店舗数	割合
あり	6	24.0%
なし	14	56.0%
不明	5	20.0%

5 たばこ自動販売機 実態調査

適正な管理がされていないたばこ自動販売機は362台把握され、その形態は下記のとおり。

- (1) 店舗内から自販機や購入者が確認できない・・・・・・・・・・ 302台
- (2) 店舗から離れている・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19台
- (3) 店舗が廃業しているにもかかわらず稼働している・・・ 41台

6 図書等・器具類等自動販売機 実態調査

平成19年以降、本県においては図書等・器具類の自動販売機は確認されていない。

沖縄県青少年保護育成条例

（深夜における興行場等への立入禁止）

第11条 興行者及び客に遊戯又はスポーツを行わせる営業で知事が定めるものを営む者（以下「興行者等」という。）は、当該営業の場所に、深夜において青少年を立ち入らせてはならない。

2 興行者等は、深夜に営業を営む場合は、当該営業の場所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の深夜における立入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。

（有害図書等の陳列場所）

第12条の2 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該図書等を他の図書等と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなくてはならない。

2 図書等取扱業者は、前項の有害図書等の陳列場所に、当該図書等を青少年が購入し、若しくは借り受けし、又は閲覧し、若しくは視聴することができない旨の掲示をしなければならない。

沖縄県青少年保護育成条例施行規則

（掲示、届出及び表示）

第8条 条例第10条第3項の規定による有害興行を行う場合の掲示は、第2号様式により行うものとする。

2 条例第11条第2項の規定による夜間に興行等を行う場合の掲示は、第3号様式により行うものとする。

3 条例第12条の2第2項の規定による有害図書等を陳列する場合の掲示は、第4号様式により行うものとする。

4～6 （略）

（有害図書等の陳列方法）

第8条の2 条例第12条の2第1項の規定による有害図書等の陳列は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。

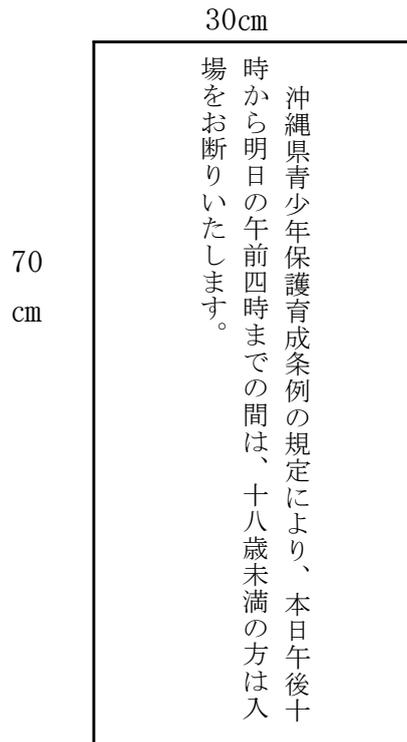
(1) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所に陳列すること。

(2) 有害図書等以外の図書等を陳列する棚と60センチメートル以上離れた棚又は有害図書等以外の図書等を陳列する棚の背面の棚に陳列すること。

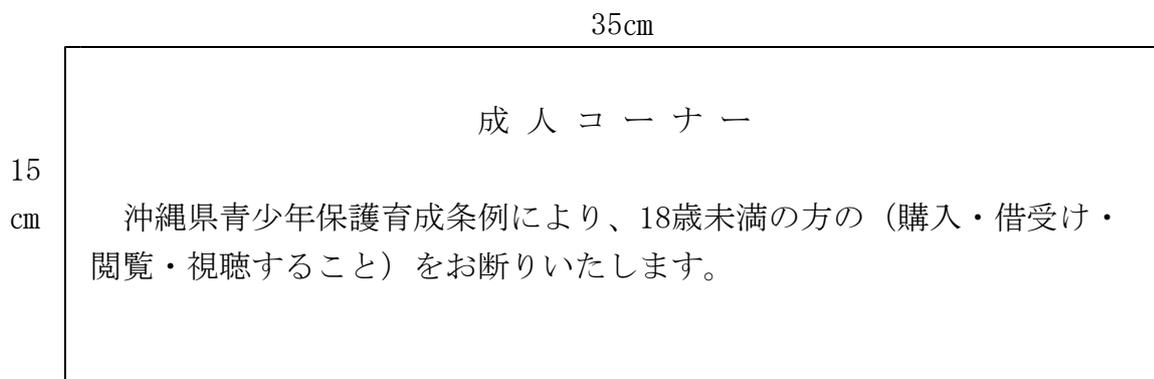
(3) 有害図書等から10センチメートル以上張り出す仕切り板（透視できない材質

- のものにる。) で有害図書等以外の図書等と区分して陳列すること。
- (4) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして陳列すること。
- (5) 図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させる業務に従事する者が常駐する場所から5メートル以内の場所に陳列すること。
- (6) 有害図書等をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にして陳列すること。

第3号様式 (第8条関係)



第4号様式 (第8条関係)



- (注) 1 ()内に示した用語のうち、必要でないものは除いてよい。
- 2 縦書きでもよい。

